

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

第1 改定の内容

1 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当について

ア 行政職給料表又は医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を414,300円とすること。

イ 行政職給料表及び医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,700円とすること。

(2) 期末手当及び勤勉手当について

ア 平成29年12月期の支給割合

(ア) 12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.95月分(特定幹部職員にあっては、1.15月分)とすること。

(イ) 再任用職員については、12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.45月分(特定幹部職員にあっては、0.55月分)とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成30年6月期以降の支給割合

(ア) 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分

(特定幹部職員にあっては、1.1月分) とすること。

(イ) 再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.425月分（特定幹部職員にあっては、0.525月分） とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分 とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、第1の2の(2)のアについては平成29年12月1日から、第1の2の(2)のイについては、平成30年4月1日から実施すること。